◎議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君）　日程第５、議案第４号　松崎町社会教育委員条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第４号は、松崎町社会教育委員条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（教育委員会事務局長　石田正志君　提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○１０番（鈴木源一郎君）　本改正は、社会教育委員の定数とか、趣旨等にも触れているわけですが、本改正によって社会教育委員会の中身が変わってくるということがあるわけですか。ないんですか。あるんですか。

○教育委員会事務局長（石田正志君）　現在の社会教育委員会の委員さんの構成等につきましては変わることはないと思います。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○１０番（鈴木源一郎君）　でも、定数及び任期という条項を委嘱の基準というふうにして、たがをはめるという感じが、この文言からは読み取れるわけですけれど、だから、ある一定の何らかの規格があって、それに適合する人が委員になるというような感じを・・、ぴったりそうじゃないかもしれませんが、感じを持つわけですが、感じられるわけですが、そうなるとちょっと違うんじゃないかと思いますけれど、どうですか。

○教育委員会事務局長（石田正志君）　今の条例は確かに明確にしておりませんが、実際選定している方々はこういった方は学校とか、有識者とか、そういった方々、議会の方もそうですけれど、選定しております。

定数については、２項で謳ってありますから、これは変わっておりませんので、変更はありません。ただ、法の趣旨としては、こうやって謳ってはありますが、広く意見を求めなさいということだと私は解釈しますので、今までどおりの広く委員を委嘱していくことでメンバー的には今の方々は広く各団体とか、知識経験者というような形で出ていただいておりま

すので、特別な方々を変える必要はないと思っております。

○１０番（鈴木源一郎君）　本改正で広く声を吸収するような組織という、そこはどこからくるんですか。どこの付近から来るんですか。その考え方というか、そういう解釈は。

○教育委員会事務局長（石田正志君）　確かに規定では明確になっておりませんが、社会教育委員ということの意味合いを考えますと、狭く限定された方々の意見で動くというのは、果たして法の趣旨かなと、一般的にやはり広く求めなさいというのが法としては趣旨だと思います。ただ、書いてありませんが、それはできるだけ町としましても多くの方々の広い分野の意見をもらう必要があると思いますので、そういった方々を選考していきたいと思います。

○７番（関　唯彦君）　この条例改正はもう法律に則った改正ですので、構わないと思うんですけれども、先ほど広くということを聞いたもので、ちょっと質問したいんですけれど、やはりこれはもう委員の委嘱の基準等のところですよね。そこのところでもう「学校教育並びに社会教育の関係者」、それから「家庭教育の向上に資する活動を行う者」、それから「学識経験者」とありますので、広くというよりも、もうこの中から探すという形ではないんでしょうか。それ以外に普通のこれに当てはまらない人もいると思いますので、広くというよりも、もう確実にだいたい限定されてくるのではないのかなと思うんですけれども、その辺をもう一度お願いします。

○教育委員会事務局長（石田正志君）　現在の委員の構成をみますと、ＰＴＡとか、各種団体ですね。社会教育団体とか、議員さんもそうですけれど、学校の長、そういった方に実際出ていただいておりますので、確かにこういった・・、明確にされていますが、構成上は現在と変わらないと思っています。

　ですから、無理にそれに縛られるというんですか、ある程度の許容範囲というんですか、そういうのは認められているのではないかと私は解釈します。

○７番（関　唯彦君）　やはり条例で条文ができている以上、その規定に縛られるんじゃないですか。これから外すことはできないでしょう。ただ、よその市町の条例には「その他」というのも入れてあるところがあるんですよ。広く求めることができるためにね。ただ、「その他」がない限り、これに縛られなければならないでしょう。今は合致しているからいいとして、これ以外のことをやろうとすれば、これ以外に「その他の者」とか何とか、とにかくそういう条文を入れればかなり広くできますけれども、完全にこの条文で決まっている以上は、これ以外から選べないと私は思いますよ。やたらには。

だから、条例を変えるなら変える、一言文言を入れるならいれるというようにすれば変わると思いますけれど、そうやって解釈を拡大し過ぎちゃうとおかしくなってしまうんじゃないのかなというふうに思うんですけれどね。どうなんでしょうかね。

○教育委員会事務局長（石田正志君）　いろいろな各地の条例を見ますと、確かに議員の言われるようなのもあるし、松崎町みたいな改正をしているところもありまして、学識経験者の解釈の仕方だと思うんですけれども、その辺を・・、狭い意味の学識経験ととるかということがあると思うんですけれどもね。そういったことで、多少広く考えてもよろしいんじゃないかと思います。

○７番（関　唯彦君）　学識経験者と聞けば・・、広範囲にすべての人が学識経験者になったら、これは学識経験者の意味がないんじゃないでしょうか。やはり社会教育に対してのそれなりの知識を持った人という意味合いじゃないでしょうかね。学識経験者が、すべての人が当てはまったら、これは意味合いがないような感じがするんですけどね。

ですから、ある程度の・・、選任するにしてもそれなりの知識を持った人間を選任して欲しいと私は言っているだけのことで、あまりいろいろ・・、ちょっと話を言い換えます。この社会教育委員というのは非常に重要な委員であるということは事務局長ですから知っていると思いますよね。かなり重いですよね。これは。役割としては。

教育委員会の会合にも出席したり、また、その場で意見を求められれば言ったり、各種団体の社会福祉とか、そういう生涯学習をやっている時に助言を言えたりとか、そういうところへ参加したり、すごい権限みたいな、ものすごい知識がないとできないような役職なんですよ。この社会教育というのは。それを普通一般の何だかわけのわからないような人まで入ってしまって、そんなのがわけのわからないことをそういうところで言い始めたらおかしくなってしまいますので、この社会教育委員というのは非常に重要な委員ですから、やたらな人がなれるものではないと私は思いますよ。社会教育委員の趣旨からいったらね。その辺を考えて欲しいと言っているんです。

○教育委員会事務局長（石田正志君）　解釈の仕方はちょっとあるかもしれませんが、考え方としては確かにそのとおり社会教育委員としてふさわしい、そういった方を選ばなければなりませんので、この学識経験ということの枠で、委員会の方として選考して委嘱をするという、そういう方向でいきたいと思います。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○５番（高柳孝博君）　今の関連で、私もこれはいろいろ調べてみました。学識経験者という

のは何かというのは、狭義の意味でいま広く解釈されるということをおっしゃられたわけですが、狭義いくと、学者さんとか、いわゆる学問を修めて認められて・・、辞書で見るとわかると思いますが、狭義でいくとそうなってしまうので、そうすると、議員なんかはどこに該当するかといった時に、じゃあ、学識経験者なのか、そうじゃないのかという話も一つあります。それは広く判定すればいいと思うんですが、ほかのところで調べたところ、先ほど関議員が言われた「その他」のところで、その他教育委員会が必要と認める者ということで、入れてあるところがあります。それを入れられるともっとはっきりするんじゃないかと思われます。

今のような疑問点を持たれる方、解釈で、憲法の解釈と同じようなもので、解釈でそこをやろうと思うんでしょうが、そこを入れた方がはっきりするのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（石田正志君）　学識経験者という定義ですけれども、広辞苑なんかを見ますと、確かに学問上の識見と豊かな生活経験のあることというようなこともあるものですから、その辺は多少解釈をしてもいいのかな・・、ただ、この条例につきましては、正直言ってほかの関連した条例もあるものですから、そういった見直しをする場合、させていただくということで、今回はこれで通して、次に整理するような形で一括して、学識経験者という言葉が入っている委員会があるものですから、整理していきたいなということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第４号　松崎町社会教育委員条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。